

第 2 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録

(第 4 号)

1 平成9年6月24日(火曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 25名

1番	辻田実	2番	本橋亮一
3番	三上英男	4番	小幡一宏
5番	忍足利彦	6番	鈴木順子
7番	斉藤実	8番	増田基彦
9番	島田保	10番	宮沢治海
11番	秋山光章	12番	植木馨
13番	脇田安保	14番	永井龍平
15番	山崎雅己	16番	鈴木忠夫
17番	岩村勝弘	18番	日下君敏
19番	川名正二	20番	神田守隆
21番	山中金治郎	22番	榎本春光
23番	石井昌治	24番	福原勤
25番	飯田義男		

1 欠席議員 なし

1 出席説明員

市長	庄司厚	助役	小幡清之
収入役	永野修	企画部長	寺嶋清
総務部長	鈴木完二	市民福祉部長	渡辺富雄
経済環境部長	小沼晃	建設部長	鈴木信一
水道課長	鈴木基博	教育委員会 委員長	伊藤昌彦
教育委員会 教育長	高橋博夫	選挙管理委員会 委員長	金子光男
選挙管理委員会 事務局書記長	大山了一	監査委員	山田教和
監査事務局長	福田英雄	農業委員会 事務局長	木高松雄

1 出席事務局職員

事務局長	兵藤恭一	事務局長補佐	鈴木哲
書記	四ノ宮朗	書記	鈴木達也

1 議事日程（第4号）

平成9年6月24日午前10時開議

- 日程第1 { 議案第38号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号 工事委託協定の締結について
議案第40号 損害賠償の額の決定及び和解について
議案第42号 平成9年度館山市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 { 議案第41号 館山市署名登録条例を廃止する条例の制定について
議案第43号 平成9年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第44号 平成9年度館山市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 請願第13号 郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第4 請願第14号 「南房総に公営の『公認スケート場』建設を求める意見書」の提出
に関する請願書
- 日程第5 継続審査について
- 日程第6 議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 常任委員会所管事務の閉会中継続調査について
- 日程第8 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

開 議 午前10時13分

◎議長（山中金治郎君） 本日の出席議員数25名、これより第2回市議会定例会第4日目の会議を開きます。

議案の配付

◎議長（山中金治郎君） 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第1、議案第38号乃至議案第40号及び議案第42号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） ただいま議題となりました各議案は、6月18日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより総務委員会における審査の経過並びに結果につき、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長日下君敏さん。御登壇願います。

（総務委員会委員長日下君敏君登壇）

◎総務委員会委員長（日下君敏君） ただいま議題となりました議案第38号乃至議案第40号及び議案第42号にかかわる総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る6月18日の本会議におきまして本委員会に付託されました各議案につきまして、19日委員会を招集し、審査を行いました。

以下、その質疑応答等、主なものについて申し上げます。

まず、議案第38号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回、課税限度額が50万円から52万円に引き上げられるわけですが、その対象世帯数についてお聞きいたしましたところ、計726世帯と把握している。そして、その増額による金額は、約1,400万円の増税になるというふうに見込んでいるとの御説明がございました。

さらに、さきの国会で健康保険法等の改正がなされまして、保険者の一部負担の増加などによって、その結果、一般会計から拠出いたします老人保健拠出金が減るのではないかと。そうなりますと、それを今年度の国保税の税額の算定で考慮していいのではないかとという質問に対しまして、市当局は、国会で審議中であったことなどから、そういったことは加味されておらないという説明がございました。

また、今回の改正は医療の抑制効果も期待されまして、実際に国保の負担は少なくなるのではないかとという問いに対しましては、市の方は、国からしかるべき通知がそのうちに来ると思うけれども、今の段階では詳しいことは言えない。大体2,000万円ないし3,000万円程度のマイナスになるのではないかとという説明がございました。

次に、国保税の徴収率について説明を求めましたところ、平成8年度の実績は、国保税全体で90.20%、滞納繰り越し分は現在で約1億8,000万円余りがあるということでした。このように大きな、多額な滞納繰越金があるということは、最近の経済情勢の悪化が大分影響しているのではないかと考えておるといふ説明がありました。これに対して我々は、今後この徴収率の向上について引き続き御努力なされるよう要望いたしましたところでございます。

次に、課税限度額の引き上げでございますが、この限度額を引き上げるについては、市民の同意を得る必要があるのではないかと。前年度の剰余金が出ておりますから、この剰余金を見ると、限度額は必ずしも引き上げる必要はなかったのではないかとという質問をいたしました。これに対しまして市は、昨年度はインフルエンザの流行等がなくて、結果的に医療費の伸びが少なかった。

また、保険者として市当局が経営努力を一生懸命やりました。それによって、これが認められて、特別調整交付金の増額があったということから剰余金がこのように出たものであり、この法律改正の影響もあるかもしれないけれども、現時点では何とも言えない。したがって、今回のような課税限度額の引き上げの措置をとるしかないという説明があったようなわけであります。

次に、討論におきまして、国民健康保険の加入者に不当に高い課税限度額を押しつけることがあってはならない。また、必ずしも財源がないとは言い切れず、さらには、さきの法律改正等の影響からも財源を見込むことはできるので、今急いで引き上げることはないという反対意見がございました。

次に、議案第39号工事委託協定の締結についてでございます。これは、館山市が財団法人千葉県下水道公社との間で委託契約を結ぶということの議案でございますが、この委託の理由といたしましては、この工法が特殊技術を使いますものですから、特殊技術に精通した千葉県下水道公社及び日本下水道事業団、それに館山市が一体となって、平成12年度までの事業を計画的に進めていくということが得策であるという説明がございました。また、この財団法人千葉県下水道公社と県内において委託契約をしておる市町村は、本年度で10市町村に上るという説明がありました。

次に、設計から監理まで委託することについてはいかがなものか、市自身で技術力を持つような方向でいくべきではないかという質問に対しまして、市当局は、幹線管渠建設工事の施工には特殊技術が使用されまして、高度な知識と技術が求められる。現在のところ、館山市ではその能力がない。しかし、今後は市当局としては発注能力を持つことが大切だと考えて、現在職員の研修や経験を積ませておりまして、将来的には市独自で発注できるよう検討してまいりたいという説明があったのであります。

次に、議案第40号、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解についてであります。賠償額については全額保険で支払われるという説明がございました。これに対しまして、最近では市所有車の交通事故が大分多いように思われるから、事故防止に対しては今後とも積極的に取り組んでいくよう要望いたしました次第でございます。

次に、議案第42号平成9年度館山市一般会計補正予算（第1号）でございますが、これに関連いたしまして、本会議の質疑において回答のありました前年度剰余金約5億5,000万円についてのその使い道などをたどりましたところ、今年度以降において、上下水道の後年度負担、さらには橋上駅舎、医師会病院建設等々の施策が予定されて、これが大きな負担となっていくので、そういった財源としてこの剰余金を大切に、大事に使ってまいりたいという考えが示された次第でございます。

採決の結果、付託を受けました議案第38号については賛成多数、議案第39号、議案第40号及び

議案第42号については全員一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げまして、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論ありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第38号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、起立により採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（山中金治郎君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第39号、議案第40号及び議案第42号について、一括して採決いたします。

各議案についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議案はいずれも原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第2、議案第41号、議案第43号及び議案第44号の各議案を一括して議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） ただいま議題となりました各議案は、6月18日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき、委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長宮沢治海さん。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長宮沢治海君登壇）

◎文教民生委員会委員長（宮沢治海君） ただいま議題となりました議案第41号、議案第43号及び議案第44号にかかわる文教民生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る6月18日の本会議におきまして本委員会に付託されました本議案につきまして、19日委員会を招集し、審査を行いました。

以下、その質疑応答等、主なものについて申し上げます。

議案第41号館山市署名登録条例を廃止する条例の制定についてであります。廃止の理由については、署名登録に際し、2名の保証人が必要であるなど、手続が煩雑であることや、書類等の提出先において署名登録の制度がなく、認められない等の問題があること、また、現在署名登録がなく、実際の交付もないため、廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議案第43号平成9年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。療養給付費の補正についての説明の後、来年度の医療費の見込みについては、ことし3月診療分から11月診療分までの実績と過去2年間の伸びを勘案して作成するが、健康保険法の改正があったため、国からの指示や患者負担がふえるので、それらを踏まえて積算することになるとの説明がありました。

次に、議案第44号平成9年度館山市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。高齢者人口の推移、高齢化率等の質疑の後、老人保健の予算の伸びを抑えるため、高齢者が自発的に自分たちの健康を維持しようとする機運が盛り上がるよう、市内全域に指導されたいとの要望がありました。

採決の結果、付託を受けました議案第41号、議案第43号及び議案第44号については、全員一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げまして、文教民生委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論ありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

採決は一括して行います。

各議案についての委員長報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議案はいずれも原案どおり可決されました。

請願書の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第3、請願第13号郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） ただいま議題となりました請願は、6月18日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより総務委員会における審査の概要につき、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長日下君敏さん。御登壇願います。

（総務委員会委員長日下君敏君登壇）

◎総務委員会委員長（日下君敏君） ただいま議題となりました請願第13号郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書の提出を求める請願書にかかわる総務委員会における審査の結果について御報告申し上げます。

本請願については、去る6月18日の本会議におきまして本委員会に付託されたもので、19日招

集された本委員会において審査を行いました。

採決の結果、付託を受けました請願第13号については、全員一致をもって採択するものと決しました。

以上御報告申し上げまして、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願を委員長の報告どおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定いたしました。

日程の追加

◎議長（山中金治郎君） お諮りいたします。

ただいま発議案第2号郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書についてが提出をされました。この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 発議案第2号郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書についてを議題といたします。

議案の配付

◎議長（山中金治郎君） 議案を配付いたさせます。

（議案配付）

◎議長（山中金治郎君） 議案の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。
議案の朗読は省略します。

議案の内容説明

◎議長（山中金治郎君） 議案の説明を求めます。

18番日下さん。

（18番議員日下君敏君登壇）

◎18番（日下君敏君） ただいま議題となりました発議案第2号郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、ただいま採択するものと決しました請願書の趣旨を体しまして、関係機関に要望いたしたく、8名の賛成者を得まして提出した次第であります。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

◎議長（山中金治郎君） 説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（山中金治郎君） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

委員会付託の省略

◎議長（山中金治郎君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

討論ありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願書の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第4、請願第14号「南房総に公営の『公認スケート場』建設を求める意見書」の提出に関する請願書を議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） ただいま議題となりました請願は、6月18日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより文教民生委員会における審査の概要につき、委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長宮沢治海さん。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長宮沢治海君登壇）

◎文教民生委員会委員長（宮沢治海君） ただいま議題となりました請願第14号「南房総に公営の『公認スケート場』建設を求める意見書」の提出に関する請願書にかかわる文教民生委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本請願については、去る6月18日の本会議におきまして本委員会に付託されたもので、19日招集された本委員会において審査を行いました。

採決の結果、付託を受けました請願第14号については、全員一致により採択するものと決しました。

以上御報告申し上げまして、文教民生委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論ありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願を委員長の報告どおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定いたしました。

日程の追加

◎議長（山中金治郎君） お諮りいたします。

ただいま発議案第3号南房総に公営の公認スケート場建設を求める意見書についてが提出をされました。この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 発議案第3号南房総に公営の公認スケート場建設を求める意見書についてを議題といたします。

議案の配付

◎議長（山中金治郎君） 議案を配付いたさせます。

（議案配付）

◎議長（山中金治郎君） 議案の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。
議案の朗読は省略します。

議案の内容説明

◎議長（山中金治郎君） 議案の説明を求めます。

10番宮沢さん。

（10番議員宮沢治海君登壇）

◎10番（宮沢治海君） ただいま議題となりました発議案第3号南房総に公営の公認スケート場建設を求める意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、ただいま採択するものと決しました請願書の趣旨を体しまして、千葉県知事に要望いたしたく、6名の賛成者を得まして提出した次第であります。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

◎議長（山中金治郎君） 説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（山中金治郎君） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

委員会付託の省略

◎議長（山中金治郎君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

討論ありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

継続審査について

◎議長（山中金治郎君） 日程第5、請願の継続審査についてお諮りいたします。

文教民生委員会に付託中の請願第7号稲村城跡保存に関する請願書及び請願第15号国民年金等年金制度の改善に関する請願書について、委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査とされたいとの申し出がありました。各請願を閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、各請願は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長の報告

◎議長（山中金治郎君） なお、この際申し上げます。

常任委員会における陳情審査結果が報告されております。お手元に配付の印刷書により御了承願います。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第6、議案第45号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

◎議長（山中金治郎君） 朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長（山中金治郎君） 議案の説明を求めます。

庄司市長。

（市長庄司 厚君登壇）

◎市長（庄司 厚君） 議案第45号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

平成9年7月14日をもちまして任期満了となります人権擁護委員1名につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により候補者の推薦を求められておりますので、引き続き河野幸子さんを適任と考え、御推薦申し上げたいと存じます。

御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（山中金治郎君） 説明は終わりました。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

委員会付託の省略

◎議長（山中金治郎君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

討論ありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

常任委員会所管事務の閉会中継続調査について

◎議長（山中金治郎君） 日程第7、常任委員会所管事務の閉会中継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員会において、お手元に配付の所管事務の閉会中継続調査申出事件一覧表のとおり、閉会中も継続して調査いたしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午後 1時12分 再開

（議長山中金治郎君退場）

（副議長、議長席に着く）

◎副議長（榎本春光君） 午後の出席議員数24名、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

◎副議長（榎本春光君） 議長山中金治郎さんから議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（榎本春光君） 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長辞職について

◎副議長（榎本春光君） 議長辞職の件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読させます。

（書記朗読）

◎副議長（榎本春光君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。山中金治郎さんの議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（榎本春光君） 御異議なしと認めます。よって、山中金治郎さんの議長の辞職を許可することに決定しました。

（山中金治郎君入場）

山中金治郎君のあいさつ

◎副議長（榎本春光君） この際、山中金治郎さんから発言を求められております。御登壇願います。

（21番議員山中金治郎君登壇）

◎21番（山中金治郎君） 一言ごあいさつをさせていただきます。

私は、昨年6月、皆さん方の御支持をいただきまして議長に選出をしていただきましてから、この1年間、いろんな問題がございましたけれども、執行部の皆さんや議員の皆さん方の御支援、御協力をちょうだいいたしましたおかげで、この1年間、何とか議長職を全うさせていただきました、本当にありがとうございました。皆さん方の温かい御交誼に対しまして心から感謝を申し上げます。

今後は、一議員といたしまして館山市の将来の繁栄のために微力を尽くさせていただきたいと思っておりますので、今までと変わりませず御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

本当に1年間ありがとうございました。（拍手）

日程の追加

◎副議長（榎本春光君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（榎本春光君） 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

議長の選挙

◎副議長（榎本春光君） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎副議長（榎本春光君） ただいまの出席議員数は25人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

◎副議長（榎本春光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎副議長（榎本春光君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長補佐氏名点呼、投票)

◎副議長(榎本春光君) 投票漏れはありませんか。— 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎副議長(榎本春光君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮沢治海さん及び植木 馨さんを指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

◎副議長(榎本春光君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票25票、無効投票なし。

有効投票中、石井昌治さん23票、鈴木順子さん1票、神田守隆さん1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、石井昌治さんが議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました石井昌治さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長のあいさつ

◎副議長(榎本春光君) この際、議長石井昌治さんを御紹介いたします。御登壇願います。

(議長石井昌治君登壇)

◎議長(石井昌治君) このたび、浅学非才でございますが、議長という要職にあずかりまして、議員の皆様には本当にありがとうございました。私も本市館山が何とか発展するように努力したいと思っておりますから、今後とも議員の皆様、よろしく願いいたします。(拍手)

◎副議長(榎本春光君) 議長を交代いたします。

(議長、議長席に着く)

◎議長(石井昌治君) 暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後2時36分 再開

(副議長榎本春光君退場)

◎議長(石井昌治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

◎議長（石井昌治君） 副議長榎本春光さんから副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

副議長辞職について

◎議長（石井昌治君） 副議長辞職の件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読させます。

（書記朗読）

◎議長（石井昌治君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。榎本春光さんの副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、榎本春光さんの副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（榎本春光君入場）

榎本春光君のあいさつ

◎議長（石井昌治君） この際、榎本春光さんから発言を求められております。

（22番議員榎本春光君登壇）

◎22番（榎本春光君） 私、昨年6月、副議長として御推挙を受けまして、1年間、前山中議長のもとで補佐役をさせていただいたわけでございます。いろいろと不行き届きの点もあったと思いますけれども、皆さん方の御協力によりまして、つつがなく1年間を過ごさせていただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一議員として、やはり館山市のために議員活動を続けてまいりたいと思います。今後ともよろしく願いをいたします。

ありがとうございました。（拍手）

日程の追加

◎議長（石井昌治君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(石井昌治君) 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

副議長の選挙

◎議長(石井昌治君) これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(石井昌治君) ただいまの出席議員数は25人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

◎議長(石井昌治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長(石井昌治君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長補佐氏名点呼、投票)

◎議長(石井昌治君) 投票漏れはありませんか。 — 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(石井昌治君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮沢治海さん及び植木 馨さんを指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

◎議長(石井昌治君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票25票、無効投票なし。

有効投票中、日下君敏さん13票、山崎雅己さん11票、鈴木順子さん1票、以上のおりであり

ます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、日下君敏さんが副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました日下君敏さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長のあいさつ

◎議長（石井昌治君） この際、副議長日下君敏さんを御紹介いたします。

（副議長日下君敏君登壇）

◎副議長（日下君敏君） このたび、図らずも副議長に当選させていただきました日下でございます。

私が御信任を得たのは、石井議長を補佐するのにベターではなくて、ベストではないかということ御信任を得たのではないかと存ずるところでございます。しかる上は、もとより浅学非才の身ではございますけれども、石井議長をよく助け、そして議会の発展に努め、当職を全うしたいと思っておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

◎議長（石井昌治君） 暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後5時50分 再開

◎議長（石井昌治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

◎議長（石井昌治君） お諮りいたします。

本日の会議時間はあらかじめ延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間は延長することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後5時51分 休憩

午後6時15分 再開

◎議長（石井昌治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

◎議長（石井昌治君） お諮りいたします。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員辻田 実さん、千葉県競輪組合議会議員永井龍平さん、石井昌治、安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員岩村勝弘さん、山中金治郎さん、福原 勤さん、飯田義男さん、館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員宮沢治海さん、三芳水道企業団議会議員鈴木忠夫さんがそれぞれ本日都合により辞任されました。よって、それぞれ組合同約の定めるところにより、これが補欠選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、各組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙

◎議長（石井昌治君） 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、決定しました。

これより指名いたします。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に山中金治郎さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山中金治郎さんを当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、山中金治郎さんが安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山中金治郎さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙

◎議長（石井昌治君） 千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は2人あります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、指

名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(石井昌治君) 御異議なしと認めます。よって、決定しました。

これより指名いたします。

千葉県競輪組合議会議員に鈴木忠夫さん、岩村勝弘さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました両議員を当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(石井昌治君) 御異議なしと認めます。よって、鈴木忠夫さん、岩村勝弘さんが千葉県競輪組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました両議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙

◎議長(石井昌治君) 安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は4人です。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(石井昌治君) 御異議なしと認めます。よって、決定しました。

これより指名いたします。

安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に辻田実さん、宮沢治海さん、永井龍平さん、石井昌治を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4議員を当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(石井昌治君) 御異議なしと認めます。よって、辻田実さん、宮沢治海さん、永井龍平さん、石井昌治が安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙

◎議長（石井昌治君） 館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、決定しました。

これより指名いたします。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に飯田義男さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました飯田義男さんを当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、飯田義男さんが館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました飯田義男さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

三芳水道企業団議会議員の補欠選挙

◎議長（石井昌治君） 三芳水道企業団議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、決定しました。

これより指名いたします。

三芳水道企業団議会議員に福原 勤さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました福原 勤さんを当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、福原 勤さんが三芳水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました福原 勤さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

◎議長（石井昌治君） 日程第8、任期満了による常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

各委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これより各委員会委員の氏名を職員に朗読させます。

◎事務局長補佐（鈴木 哲君） 朗読いたします。

総務委員会委員 三上英男さん、斉藤 実さん、脇田安保さん、鈴木忠夫さん、日下君敏さん、神田守隆さん、山中金治郎さん、榎本春光さん、石井昌治さん。

文教民生委員会委員 本橋亮一さん、鈴木順子さん、宮沢治海さん、植木 馨さん、山崎雅己さん、岩村勝弘さん、川名正二さん、飯田義男さん。

建設経済委員会委員 辻田 実さん、小幡一宏さん、忍足利彦さん、増田基彦さん、島田 保さん、秋山光章さん、永井龍平さん、福原 勤さん。

議会運営委員会委員 辻田 実さん、小幡一宏さん、鈴木順子さん、増田基彦さん、宮沢治海さん、永井龍平さん、山崎雅己さん、川名正二さん、福原 勤さん。

以上です。

◎議長（石井昌治君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり各委員会委員に指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり各委員会委員に選任することに決定しました。

日程の追加

◎議長（石井昌治君） ただいま市長から議案第46号館山市監査委員の選任についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議案第46号館山市監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案の配付

◎議長（石井昌治君） 議案を配付いたさせます。

（議案配付）

◎議長（石井昌治君） 議案の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。

議案の上程

◎議長（石井昌治君） 議案第46号館山市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第117条の規定により、飯田義男さんの一身上の事件でありますので、退席を求めます。

（25番議員飯田義男君退場）

◎議長（石井昌治君） 議案の朗読を願います。

（書記朗読）

◎議長（石井昌治君） 朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長（石井昌治君） 議案の説明を求めます。

庄司市長。

（市長庄司 厚君登壇）

◎市長（庄司 厚君） 議案第46号館山市監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

本市の監査委員中、議員の中から選出をいたします委員が欠員となりましたので、飯田義男議員が学識、経験ともに豊かであり、適任と考えますので、選任をいたしたいと存じます。

御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（石井昌治君） 説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（石井昌治君） これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

委員会付託の省略

◎議長（石井昌治君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託は省略することに決定しました。

討 論

◎議長（石井昌治君） これより討論を行います。

討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

採 決

◎議長（石井昌治君） お諮りいたします。

監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井昌治君） 御異議なしと認めます。よって、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

閉 会 午後6時33分

◎議長（石井昌治君） 以上で本定例会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第2回市議会定例会を閉会いたします。

◎本日の会議に付した事件

- 1 議案第38号乃至議案第45号
- 1 請願第13号及び請願第14号
- 1 継続審査について（請願第7号及び請願第15号）
- 1 常任委員会所管事務の閉会中継続調査について
- 1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
- 1 日程の追加・発議案第2号
- 1 日程の追加・発議案第3号
- 1 日程の追加・議長辞職について
- 1 日程の追加・議長の選挙
- 1 日程の追加・副議長辞職について
- 1 日程の追加・副議長の選挙
- 1 日程の追加・安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙

- 1 日程の追加・安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・三芳水道企業団議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・議案第46号

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議会議長

館山市議会副議長

館山市議会議員

館山市議会議員

